

吹田市環境影響評価審査会（平成21年度第4回）会議録

日 時：平成21年（2009年）12月7日（月）18:00～19:20

場 所：吹田市文化会館メイシアター 集会室

出席者：委 員：塚本会長、山中副会長、小田委員、桑野委員、田中委員、
中野委員、宮崎委員、保田委員、山口委員

連絡調整会議：地域環境課 大須賀参事、地球環境課 畑澤課長、
都市整備室 西山主幹、開発調整課 松本課長、
交通政策課 伊藤参事、緑と水のふれあい課 伴室長
博物館 増田参事、教育政策室 千葉参事

事業者：株式会社 長谷工コーポレーション 西井チーフ

株式会社 環境総合テクノス 田中マネージャー、小西リーダー、加村

事務局：永治部長、池田環境政策推進監、柚山次長、後藤総括参事、
宮総括参事、森課長、齊藤参事、松浪、瀧澤

司会（後藤総括参事）

只今より吹田市環境影響評価審査会の御開催をお願いしたいと存じますので、よろしく
お願い致します。本日は3名の傍聴希望者の方がおられまして、すでに入室をしてい
ただいておりますのでよろしくお願い致します。

本日は前回に引き続き、（仮称）吹田千里丘計画に係る環境影響評価書につきまして
御審議いただきたく存じます。それでは会長お願い致します。

会長

第4回吹田市環境影響評価審査会の開催をしたいと思います。本日は、どうも夕方の
こんな時間からご多忙の先生方にお集まりいただきありがとうございます。

前回の審査会で評価書の内容についての説明を受けておりますので、前回も少しいく
つかの点についてコメント等いただきましたが、本日はその中でポイントを絞って、特
に前回のものから大きく変わっているものを中心に、御審議いただきたいと思ってお
ります。

主に2点ございまして、1点目は前回との続きですが、特に集中して御議論いただ
いた項目、そこは改まったり、状況が変わったりということがございますので、評価書で
の記載内容を再度御確認いただいて、それで御議論いただきたいと思います。もう1点
目は、事後監視項目について御議論いただきたい。その2点を主に本日の内容としたい
と考えております。

それでは、1点目の準備書の段階で特に集中して議論した部分又は変更になった部分、
そのあたりを中心に事務局から説明をお願いしたいと思います。それではよろしくお願

いたします。

事務局（後藤総括参事）

御審議をいただく前に、前回も事業者から説明があったんですが、準備書からの主な変更点を簡単に確認したいと思いますが、まず1点目として評価書の7ページ、8ページを御覧ください。

これが、施設平面全体図ですが、A街区・B街区・C街区・D街区とございます。C街区とD街区が準備書と比べて入れ替わっております。

まず、1つとしましてA街区・B街区につきましては、建物の最高の高さを準備書では20階建て約65mとしたものを景観の観点から、特に地元からの要望もございまして、事業者は最高15階約45mに変更しております。

それから、南側の敷地境界から建物までの離隔をとっております。そういう変更が加わりました。

それから、C街区とD街区ですが、この北側に高校がございまして、そちらに日影がかかるということで、要望書も出されました。特に工事中の騒音問題もございまして、学校に対する配慮というのを、計画面でされております。1つは、近隣の教育施設に配慮して建物の階数を減らしております。同じく離隔、敷地境界から共同住宅の離隔を大きくして建物の配置を変更しておられます。

それと、D街区に店舗等がございまして、店舗部分の延床面積約6000㎡のものを約3500㎡に縮小しておられます。それにもなると商業施設の駐車場の台数を137台から46台に、約1/3に小さくされているという変更がされています。それと商業施設の北側に幼稚園が計画されているんですが、両方とも2階建てで北方向に対しての日影を配慮されておられます。そして、これは直接環境影響評価との関わりは薄いんですが、D街区のシニア住宅の北の東側、少し斜めになっている三つのマスがあると思うんですが、近隣の学校のプールに対するプライバシーの配慮で、方向を変えておられます。ベランダから見えないようにという配慮が計画に出されております。

それと黄色い部分、南側なんです、小学校用地が、準備書の際には、ここに絵はなかったんですが、新たに想定される施設建物を配置致しました。この考え方につきましては教育委員会が責任をもって、環境基本計画に沿って、エコスクールを進めるというご説明をさせていただいたところでございます。

変更に対する概略は以上です。

これに伴いまして評価書の中身がどう変わったかというところですが、489ページを開いていただけますでしょうか。

平成21年6月に審査会から御答申いただきました御意見をもとに、作成をいたしました吹田市長の意見内容でございます。

これに対してどのように答えたかというのが、494ページ、市長意見の内容を、ひとつひとつの意見にばらしまして、意見の内容というところに書いてございます。それに対する一問一答のかたちで事業者見解が右側に示されております。このことにつきま

しては、前回事業者より丁寧な説明はあったんですが、特にこれまでの御審査の中で、ウェートをかけて、御審査、御議論いただいたところを本日は再度確認いただきたいと考えております。

内容につきましては、項目につきましては、大気汚染と騒音と日照障害、風害、それと地球環境この5点になるかと考えております。

まず、大気汚染ですが意見番号の2番でございます。

最新の排出ガス対策型建設機械を採用した場合の予測評価を行いなさい、という御意見をいただきまして、それに対して事業者右側で、それを踏まえた評価を行いました、と答えております。その内容を御確認いただきたいのですが、164ページを開いて下さい。164ページ、165ページに大気汚染物質の二酸化窒素の予測の結果が載っております。左側が表の7-1-13ですが、通常の機械を入れた場合の予測結果になっております。それに対しまして、市長意見を反映して最新型の排出ガス対策型建設機械を導入した場合の予測を7-1-14で記載をしております。

これは、この後騒音の際にも同じような表が出てくるんですが、前提条件といたしまして、工事最盛期に全ての建設機械を同時に稼働させた場合、というある意味非常に特殊な条件を設定し、最大限安全側を見た予測をしたものとなっております。その中では、二酸化窒素の年平均値が、左側の表では0.0093ppmという数字ですが、それが右の表になりますと0.0056と、約40%の排出量の削減により最大着地濃度の低下がみられます。これによりまして環境濃度が、0.0533から0.0496と減っております。また、二酸化窒素の日平均値の年間98%値、環境基準値に関連する数字ですが、それが、0.059から0.056と、0.003低下をしております。こういう効果が出るという記載をしております。

同じく浮遊粒子状物質につきましては、167ページ、168ページに記載されております。表の7-1-15と7-1-16ですが、同じく寄与濃度の最大着地濃度を御覧いただきますように。0.0018から全ての建設機械を低排出型にすると、0.0015と約15%削減されるという結果が出ております。ただし、日中平均値の2%除外値は、この程度では数字に表れないということで、0.063変わらずという数字が出ております。

それから、さきほどの市長意見494ページの3につきまして、工事中の二酸化窒素の濃度につきまして、他の複合的影響も含め1時間値についても予測をし、可能な限り予測数値が0.1ppmを超えないよう建設機械の稼働計画を立てること、という御意見をいただきました。これにつきましては、170ページを御覧下さい。

170ページに1時間値の項目をたてております。その中に二酸化窒素と浮遊粒子状物質のふたつがございます。

まず、二酸化窒素ですが左側の表7-1-17、右側7-1-18同じく右側が最新型の排出ガス対策型建設機械を導入した場合ということで、最大着地濃度インパクト分が約40%、0.152から0.091に下げることが可能である。それから、環境濃度につきましてはその効果を受けて、0.178から0.117に0.06ppm削減されているということが、記載をされております。なお0.1ppmというのは、昭和53年の中央公害対策審議

会の答申で二酸化窒素の短期曝露の指針値として示されている数字でございます。環境基準とはまたひとつ性質が違うものでございます。

それから、172ページ、173ページに同様に浮遊粒子状物質の両者が記載をされております。同じく、15%程度インパクトが減りまして、環境濃度もほとんど差はないものの、0.094が0.084になるという予測がなされております。これらの予測結果を受けまして、174ページを御覧下さい。

環境保全措置、環境目標それから評価結果がありまして、真ん中の下の方、ポツが5つございます。このうちの3番目と1番下が準備書から新たに追加されております。

3番目として、工事の効率化・平準化を図るとともに、使用する建設機械については、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械とし、その機種についてはできる限り低公害型を選定する。

それから、気象条件を考慮し、周辺への影響を低減するよう工事範囲や規模に配慮する。という2項が付け加わっております。

大気につきましては、以上です。

引き続き、4点説明を続けさせてもらってよろしいですか。

会長

もしですね、今の御説明の中であまり先へ進んでしまうと後戻り大変ですので、何か途中でもコメントございましたら挙手をお願いします。

また、まとめてやりたいと思いますけれど、今の大気汚染のところでは何かないでしょうか。・・・では、進めて下さい。

事務局（後藤総括参事）

それでは2点目、騒音につきまして、もう一度495ページをお開きいただきますようよろしくお願いいたします。

今回、部会を設定していただきまして、工事中の建設機械等の騒音、特に北側に隣接いたしております教育施設への影響に関しまして、集中に御議論をいただきました。その結果、御答申いただいたご意見がこの11番（1）から（5）となっております。

まず（1）につきまして低騒音型機械建設機械を使用することと、それに対しましてできる限り、最新の低騒音型建設機械を使いますという見解が示されております。

（2）につきまして、これは（1）は使用することで、（2）に関しては採用割合を高めることと、それを採用した場合の低減効果について予測を行うこと。これは、大気と同じ考えでございます。それに対しまして、採用割合を高めます。それと予測を行いました。これは後で御覧いただくことを考えております。

（3）ですが、工事中の遮音性能の高い仮囲するとそれとともに、設置できるところは先行的に設置しなさいという御意見をいただきました。それに対しましてまず、遮音性能の高い仮囲を設置いたします。そして、特に工事中の騒音について配慮する必要のある区域については、低騒音型の建設機械を使用し、騒音の影響の低減に努めます。と

いう回答がございます。

(4) ですが、これは学校とのコミュニケーションを図りなさいということで、協議を行い工事中の時期や時間帯を調整するようということに對しまして、そのようにいたしますという見解が示されております。

(5) ですが、これは学校の施設に対する基準があるということで、着工後定期的に教室内の騒音レベルを測定する。通常は、教室の入口であるとか、ポイントを決めてということになるんですが、授業に支障があるかどうか数字で計る、という意味でも教室内の騒音レベルを測定すること。それから、もしこの数字的にも授業に支障が生じるような事態ができた場合は、すみやかに工事方法を見直し、それでも改善されない場合は、追加の保全措置を講ずるという3段の書き方になっております。それに対しまして、そのようにいたしますということが、右側の見解に示されております。

騒音に對しましてはこの3点なんですが、予測結果につきまして、御覧いただきたいんですが、評価書の235ページを御覧下さい。先ほどの大気と同様に表の7-2-8(2)に最新の低騒音型建設機械を導入した場合、上の表とどう変わるかというところが示されております。到達騒音レベルで、約2.5デシベル、それから教室窓を開けた場合の騒音レベルとして、同じく2.5デシベル低減をされるという、教室窓を閉めた場合も同様という結果が出ております。学校環境衛生の基準につきましては、窓を開いた場合は55デシベルで、窓を閉めた場合は50デシベルということで、窓を開けた場合、工事のピーク時にはこの55デシベルを超える数字の予測がされておりますが、実際にそういう数字が出た場合は、先ほど申しあげました対策を事業者がとることになっております。

それを反映いたしまして、241ページを御覧下さい。

下1/3のところ、黒ポツが6つございます。これが環境保全措置ですが、1番目、2番目、4番目、6番目が新たに追加されました。

1番目としまして、工事区域の周囲に遮音壁を兼ねた仮囲いを工事に先立って設置する。準備書には同じような文章がございますが、工事に先立ってという表現が追加されております。

2番目としまして、仮囲いの設置場所、時期及び仕様については、事業計画が確定した時点で行政と充分協議を行い、その指導に従って決定する。ということが追加されております。

4番目といたしまして、教育施設に近接する区域で使用する建設機械については、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用する。

6番目といたしまして、工事の実施に先立ち、隣接する教育施設と協議を行い、授業への影響を最小限にとどめるよう、工事の時期や時間帯を調整し設定する。これは、先ほどの事業者見解と同様でございます。

騒音については、以上でございます。

会長

何かございますか。騒音のレベル等で、よろしゅうございますか。
また、後からで結構でございますので一言でも提案お願いいたします。

事務局（後藤総括参事）

続きまして日照障害が、496ページでございます。

496ページの意見番号15番になります。

日照障害につきまして、計画地の地形特性と複数の建築物の複合影響を考慮した冬至において、隣接する教育施設、吹田東高校ですが、に及ぶ等時間日影が、1日4時間を超えるべきではないと考える。事業者は、事業計画の決定にあたり可能な限り近隣への日照障害を軽減するよう配慮すること。

これに対しまして、事業者見解は、近隣教育施設に近接するD街区の建物配置を変更し、北側には低層の建物を配置するなど近隣への日影に配慮した計画に変更しました。その結果、隣接する教育施設に及ぶ日影は4時間以下になると予測しております。その具体的な内容ですが、329ページを御覧いただきますでしょうか。

上が時刻別日影図、下が等時間日影図となっております。左側が事業計画地に近い部分になります。一番左側の1階部分は家庭科教室となっております。その上2階が、普通教室となっております。時刻別日影図ではこういう感じで2時ぐらいのところで、少し1階に影がかかった状態。等時間日影図でいきますと当初やっぱり4時間を超える日影がかかる部分が多かったんですが最大でも2.5時間というところに大幅に日影に関しては改善をされていることがわかと存じます。これは、D街区北側の建物を下げた奥に離隔をとったという、その効果がここに現れております。

それから引き続きまして、同じく建物構造変更等による改善点なんですが、風害がございます。先ほどの497ページの17番になります。ここに建物の形が変わって再予測というのもございますが、もうひとつは既存データをより事業計画地に近い所を用いて精度の高い予測を行いなさいという御意見をいただきました。

これに対しまして、風環境の状況については、吹田市北工場の気象を用いて予測を行いましたという答えがございます。その内容ですが、345ページを御覧下さい。少し見難いところがございますが、上に凡例として領域A、B、C、D、とあります。上が現況で何も建物ない状況、下が施設完成後となっております。領域左に行く方が風害としては影響が小さいということです。

左のページ344ページそれぞれに変更点がどう変わったかが文字で書かれているんですが、具体的に右側に進んだ領域がBからCに進んだという所が2点ございます。それが、71と51のポイントなんですが、それ以外につきましては、変わりがなくてもいい方向に変わっております。風が逆に遮断されて、風が弱まっているという報告がここで見て取れます。

これに対する事業者見解があって環境保全措置として346ページ、次のページを御覧下さい。ここに評価結果の上に2つ、下に2つポツがありますが、上の2つと下の2つのうち、その一番最後のポイント、この3つが追加として示されております。上から

1つは計画建物の高さを抑えるとともに変化をもたせ、配置を分散させた計画とする。2点目としまして、敷地境界から建物までの離隔をとる。一番下の周辺地域において風害についての苦情が発生した際には、協議を行い、必要に応じて迅速に原因調査を実施し、本事業による実害が発生していると認められる場合には適切に対応する。という新たな保全措置が示されております。

今回主に準備書から評価書に関しまして大きく変わったところは、以上の4点でございます。よろしくお願いいたします。

会長

いかがでしょうか。今の御説明の中で。

メインのポイントは前回出ましたので……。じゃあ続けてお願いします。

事務局（後藤総括参事）

それでは総まとめといたしまして、環境の保全のための措置を御確認いただきたいんですが、455ページをお願いいたします。

今の説明と当然だぶるところがございますが、第8章保全のための措置458ページまでございますが、全部で79項目ございます。

項目間で同じ、例えば大気と騒音両方に資する対策というのが当然ありますので、延べ項目数で79になっております。準備書の段階では54でしたので、25項目追加をされたということになります。

どこが追加をされたのかということだけ簡単に御説明をさせていただきます。

まず、大気汚染につきましては、上から3つ目の国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械を使用するというところ。それから、1つ飛びまして、気象条件を考慮し、周辺への影響を低減するよう工事範囲や規模に配慮する。その次の建設資機材搬入車両につきまして、準備書ではその後半、工事関係車両の台数をできる限り削減する。という表現でしたが、できる限り、というのを削除しております。抜いてこられました。

その次ですが、大型車両についてはできる限り最新の低公害対策車両を使用するとともに、車種構成に配慮する、という保全措置が示されております。それと一番下ですが、運行を予定しているバスの車種については、大気汚染物質排出量の少ない低公害車を採用することを検討する、ということが示されております。

次に騒音、振動、低周波空気振動につきましては、まず1点目、工事区域の周囲に遮音壁を兼ねた仮囲いを工事に先立って設置する。この、工事に先立ってという文言が追加をされております。

2点目、仮囲いの設置場所、時期及び仕様については、事業計画が確定した時点で行政と十分協議を行い、その指導に従って決定する。それは、先ほど御紹介したとおりです。

4点目ですが、教育施設に近接する区域で使用する建設機械については、できる限り最新の低騒音型建設機器を使用する。

1つ飛びまして、工事の実施に先立ち、隣接する教育施設と協議を行い・・・これは先ほど御紹介させていただいた内容です。その次のこれは大気でも同様にございます、できる限り、を削除した保全措置です。

次の456ページをお願いします。日照障害ですが、2点目、近隣教育施設に近接するD街区の北側については低層の建物を配慮するという事。

それから、電波障害の2点目ですが、周辺地域において電波障害が発生した際に迅速原因調査を実施し、本事業による影響であると認められる場合には適切に対応する。ということが示されております。

次の風害は、3点ございまして3番目以外はすべて新しく示されております。1つは計画建物の高さを抑えるとともに変化をもたせる。高さを抑えるというフレーズが入っております。それから敷地境界までの離隔をとる。もう1点としまして、風害の苦情が発生した際には、先ほど御紹介をした内容でございます。

次、動植物ですがこれは非常にたくさん加えられておりまして、これまで5点でしたが、全部で11点になっております。

5番目の提供公園・保全緑地において、防災・安全上や維持管理上必要な整備を行う際には、生物多様性を保全する観点からできる限り現況の保存に努める。

その次、現存植生のうち在来植生であるコナラーアベマキ群集における発土について、在来の草本類の植生回復を促進させるために利用する。

続きまして、表土の流出防止対策にはネット等を利用し、在来の草本類の植生回復を妨げないよう努める。

1つ飛びまして、宅地周辺の緑化については、動物の移動や緑の連続性に配慮し、保全する緑地とのつながりを考えた植栽に努める。

次の計画道路の稲荷神社、星ヶ池周辺と接する側には、緩衝帯として歩道を設置し、歩道脇に植栽を検討することにより、周辺樹林地への影響を軽減する。

最後ですが、事業計画地内の照明については、周辺に生息・生育する動物、植物への影響に配慮し、基本的に内側に向くよう設置する。という6点でございます。

続きまして、人と自然との触れ合いの場については2点追加がございました。

3番目の既存の緑地等の保全及び利用にあたっては、行政と協議の上、地域住民の身近な自然空間となるよう努める。

提供公園については、行政と協議の上、現況の緑豊かな自然空間を生かした街区公園として整備するよう努める。という2点でございます。

景観につきましては、1点目は高さを抑えるということ、2点目として離隔をとるというこの2点が追加されております。

文化財につきましては、1番目と3番目です。

1番目周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺地点において、土地形質の改変を行う場合は、事前に吹田市教育委員会をはじめ関係機関と十分協議を行い、法令に従って適切な措置を講じる。

3番目の提供公園が古墳推定地にあたることから、公園整備に際しては教育委員会を

はじめ関係機関と協議の上、必要な調査を行い、古墳と確認された場合には適切な保全及びその活用策を講じる。としております。

廃棄物・発生土につきましては、ポツの5つ目の種類ごとに分別しての前にできる限り、というのがございましたが、それを削除しております。

最後のページ458ページですが、地球環境ポツの3つ目として、雨水貯留タンクを設置し、植栽樹への散水に活用する。というのと一番下、一部の施設へのソーラーパネル設置や壁面緑化を実施する。ということがございます。

なお、この地球環境につきましては、前回も御報告をさせていただきましたが、環境省のサステイナブル都市再開発のモデル事業に指定をされております関係上、その内容を次回の審査会に事業者から報告をしていただこうと。中間報告になりますが、どういう検討をしているのかを報告をしていただこうと考えております。

最後、交通ですが、まず一番上、これは文書の追加になりますが、建設資機材搬入車両の計画的な運行により適切な荷載を行うとともに、その次が工事関係者の通勤については、公共交通機関の利用や車両の共同利用を促進し、という部分が追加をされております。台数の削減をする。それから、3つ飛びまして下から3つ目ですが、周辺道路に工事関係車両の待機車列が発生しないよう、事業計画地内に十分な駐車スペースを確保する。それと、工事関係車両の走行に関して、走行ルート・走行時間帯等の配慮事項を文書化し、周知することにより、運転者に対して安全運転の徹底を図る。というところが、追加されております。

準備書から評価書に対して増えました25項目につきまして以上のようになっております。

会長

ありがとうございました。項目ごとにご説明いただいたのですが、いかがでしょうか。今の第8章の455ページの環境の保全のための措置について何か御意見は。

それでは、全般を通じまして、どんなことでもお気づきになりましたら、何か。いかがでしょうか、どんなことでも、結構ですから。

●委員

細かい話で恐縮なんですけど、341ページにあります風害に関する予測方法の中で、図の7の6の2、風害の予測手順とあるんですけど、この中で、私の理解ですと、風向、風速データに関しては、前回の話で吹田市の北工場建替え事業調査における観測のデータ使うというように思ってたんですけど、アメダス豊中なのか、それとも直っていないだけなのか確認したいのですが・・・。

事業者

環境総合テクノスの田中と申します。申し訳ございません。修正漏れです。すいません。北工場の風速データで予測しております。

会長

他に何かございますか。

●委員

前回は申し上げた事なんですけれど、重ねて申しあげたいと思います。工事に際してですね、排出ガス対策型建設機械を採用した場合の予測結果で、短時間値等について40%も削減されると、これは、非常に大きな削減率でありますから、できる限りそれを使うと書いてあるのですけれども、その見通しはどうなんですか。できる限りというようにですね、ある程度、そういうニュアンスを残しておかないと、そういう対策型機械を導入することは困難なのか。あるいは現時点において、必ず使えるという条件があるのか。その点で、もし見通しとして、そういう条件があるなら、できる限りというのを、必ず、に、私としては修正したいというように思うんですけど。

事業者

まず予測より40%削減という効果を計算しておりますが、一応、機械として出ておるものの中で、三次対策までが、カタログとかで出ているものは、全部考慮して、計算するところなるという結果になっております。ただ実際、その三次対策の機械が、どの時点でどれくらい普及してくれるか、また、それが導入できるかというのは、ある程度不透明な部分もあるので、どうしてもできる限り、とか、そういう表現は入れさしていただかざるを得ないかな、と考えております。ただ工事にどうしても影響が大きいということもありますので、実際の施工で調整しまして、可能な限り入れていただくという方向で、努力いただくということで調整しております。

●委員

それは、できているわけですか。

事業者

一応、損料表とか、そういうもので三次対策が載っているものは入れました。だから、一応は、とりあえずはあるんだと思うんですが。それが台数的にとか、どの程度普及してくれるとか、工事が長期にわたりますので、後になればなるほど導入できる可能性は、高まっていくかなと、考えております。

●委員

少なくとも、最大限努力してもらいたいと思いますけれども。ですから、そういう表現が入れられるならば、周辺環境対策として、そういう姿勢を示していただければ。

会長

ありがとうございます。他、何かございますか。

●委員

今、●先生の質問と関連するんですが、今お答えがあったようにできる限りとか、なるべくとか、そういうような言語が入っているところは、今、お答えになったような姿勢で書かれていると、理解していいんですね。

455 ページから 457 ページまで、なるべくとか、できる限りとかいう言語が非常に多く使われている。今回修正で、できる限りを取りました、というお話もあった。それは、できる限りとか、なるべくとか、そういう言語がここに書かれているという背景は、今お答えがあったようなことを考えながら用いられている。こういうように理解していいですね。確認だけです。

事業者

(首を縦に振る)

事務局 (後藤総括参事)

事務局から補足をさせていただきたいのですが、本条例における可能な限りという表現の性格付けなんです、技術指針の中に、環境の保全のための措置とは何かということとは、お書きをしていますので、お読みをいたします。

「環境の保全のための措置は、環境の保全の目標の達成が図られるよう検討するとともに、環境影響を可能な限り回避し、または低減するよう検討するものとする」と定義をしております、市としてこの技術指針の中で、可能な限りというのをお使いをしております、事業者としての可能な限り、ということではない。事業者さんも可能な限りを使う限りは、同じ意味をもっていると、我々は考えております。

会長

という意味では、できる限りを、可能な限りと、文言改めておいた方が、はっきりしているということですか。

事務局 (後藤総括参事)

日本語の問題になるんですが。

会長

意味からいうと、先程のご説明のとおり、可能な限りという意味でお使いになられていると思うので、修正がどうなのか、よくわかりませんが、そういう話だということ。きちんと定義された言葉があるのであれば、それを使ってもいいかなと思ったりします。

私もひとつ御質問させていただきたいんですが、455 ページの大気汚染の措置の一番

下のところに、運行を予定しているバスの車種については、とかですね、バスの話がいくつもあるんですが、バスの運行そのものが実際に始まるのはいつ頃ぐらいになるんですか。そもそも今回のですね、施工の段階で決まるんじゃないかと、何か、管理会社に一旦移ってから、そこで、バスの運行とかが決まるんじゃないかという気も、ちょっとするんですが。どういう時期に、例えば入居って次々に入ってこられるわけで、1戸目、2戸目、入られたら、既にその時点でバスが運行してるんですかね。ある程度、まとまったところで、管理組合なり、管理会社なりのところで、当然、採算性の話もあるでしょうから。そうすると、どの時点でバスの車種を決めたり、バス運行したりの判断がなされるのか、明確に書かれてないので、ということで質問ですけれど。

事業者

事業者としましては、最初の入居者の方が入られるときには、バスの運行を予定しています。それまでのバスの選定とか、そのあたりは、本数とか、そういう運営面は、事業者サイドで決めて、それを入居者に方に、引き継ぐと言ったらおかしいですけど、そういう形でやっていただくという形で、運営して行くというように考えております。

会長

わかりました。ありがとうございます。他、何かございますでしょうか。

事務局（後藤総括参事）

恐れ入ります。評価書の中身で、先程、●先生からご指摘いただきました、同じような誤りがございまして、事業者には、お伝えをしてるんですが、418ページをお開きいただきますでしょうか。下から2つ目の段落で、今後、吹田市景観まちづくり計画、吹田市都市景観要綱に基づき、というところがございまして、平成21年の4月1日より新たな条例を施行しておりまして、この要綱が、吹田市景観まちづくり条例に変更されております。この箇所が、あと評価書の中で、2箇所ございまして、要綱を条例と読み替えて。評価書はこうして提出されておりますので、何らかの準備では対応させていただきたいと考えております。それと、もう1つ。この、吹田市まちづくり計画という表現も中にございまして、それは正しくは、吹田市景観まちづくり計画であります。併せて、事業者に訂正をお願いしたいと考えております。よろしくお願い致します。

会長

他に、何ございますか。

事務局（後藤総括参事）

よろしいでしょうか。前回の審査会でご指摘をいただきました、数点の項目につきまして、少し、御確認をさせていただきたいんですが。

まず大気に関しまして、●先生より、PM2.5、環境基準の件がございました。これに

つきましては、環境基準は設定されましたものの、測定であるとか、対策に関して、今、事業者に求めるのは、中身については可能な限り浮遊粒子状物質、SPM の発生を抑制するというのが PM2.5 の抑制に資するという考えで、何か中長期的な取り組みを検討しなさいという御趣旨でよろしいでしょうか。

すいません。何点か最後までご説明をさせていただきます。2 点目としまして、大気なんですけど、先程●先生から御指摘のございました、低公害型の建設機械なんですけど、全体で何割かをその低排出ガス型にできるとすると、特に、敷地境界の近い場所で使用するには、そちら集中的に使っていただくという考え方もあるのかなと考えております。

騒音につきまして、●先生から、ASJ モデルの御指摘がございました。最新の予測方法を用いて、再評価を行うことという御意見にさせていただこうかなと。それと、小学校から宅地に対する影響もやっぱり考えられるという御指摘もございました。これに関しましては、一つは適切なボリュームで、音量となるように留意することと、スピーカーの設置方法について、住宅を考慮して設置をします。それと、これは貨物ターミナル駅でも求めたのですが、指向性の高いスピーカーを採用するように。ここはハード面と配慮面で求めるべきかなあと、今考えております。それともう一つは当然なんですけれども、近隣からそういう、騒音の苦情がでた場合は、教育上支障のない範囲で、誠意をもって対応するようにと。ある程度しようがない面もございますので、そういう、これこそコミュニケーションを図ることになるのかなと考えております。

それと、風害に関しまして、苦情が事業終了後、一定期間を経たから出たらどうなるかということに対して、前回、事業者の方から、非常にいいお答えをいただきまして、年数が経っても対応をするという方針ですというのがございました。

それと最後、地球環境に関しましては、現段階で検討を行っている内容を中間報告としていただくということ。それと、新たに設置する小学校につきまして、エコスクールという方針を、市として示しておりますが、これに関して、様々なハードルがあるものの、どういう対応ができるのかという視点がございます。

今のところ、準備書でのいただいた御意見に加えて、評価書で加わった視点というのは、こういうところかな、今、ざっと事務局では整理をしているところでございます。

会長

ありがとうございます。前回までに出た、そういうものと今日出てきたものとの纏めていただきたい。

●委員

私が言わせていただいたのは、評価、予測は事業者の方が言われたとおり、無理だと思わんですが、工事期間が 5 年間にわたると、特に健康に対するリスクが高いということで、1 点でも測定を実際やられたらベストなんだ、それ以降問題がなければいいんですけれども。という意味で申し上げた。

●委員

PM2.5 というのは実際に常時監視として、今後どうするかということが決まっていわけではないですね。測定器械もまだ規定されていない。何を使われたらいいとか。その点はどうか。最近のは知らないですけど。モニタリングの中でどういように取り扱おうのかということ。

宮総括参事

環境保全課の宮でございます。今現在、環境省において、●先生が言われましたように、機器の確定もされておられません。現在、どの機種が良いかという精査をされている段階でございます。それについては、来年秋頃に発表が出るように聞いております。本市においてもそれを受けて、導入を検討してまいりたいということで考えております。

●委員

工事中の、工事量がピークになるころが対象になると思うんですけども、事後調査の一環として工事期間中でも、環境測定をやるということになっていきますので、その時に併せて、そういう利用している低公害型対策機械がどの程度導入されているのかという、工事機械の内容についてもですね、その時に行政に報告をするようにしてもらいたいと思います。実際に、それ全て 100%使った場合に、40%削減されるというような、予測がされているわけですから、実際の工事のときは、それが何パーセントなのか、要するに 40%の削減が期待されるのか、あるいは、かなり利用率が低くならざるを得ないというようなことになるのかも含めて、環境測定と一緒にそのデータを取りまとめて、市に報告するというようにしてもらいたいと思います。

●委員

前回申しあげている学校から出る音について、先程おっしゃっていただいたようなことで、今回はいいと思うんですけども、今後、このようにならかなり広いスペースで、いろいろ配置を考えられるときに、どちらでしたか、かなり緑地帯がありますね、そういう所に面する所に学校のグラウンドをもってくるとかですね、最初の計画でそういうことも、今後のことで結構ですけども配慮していただけたらと思います。

会長

他、ございますでしょうか。

今、この評価書の住民意見を聞いておられるんですか。

事務局（後藤総括参事）

現在、12月25日まで、住民意見を受け付けておまして、次回の審査会にはその内容を取りまとめまして、審査会に資料として提出させていただきたいと思います。前回

いただいた御指摘点、それから本日いただきました御意見、それと市民意見、これらを参考として、審査会の御意見として、御検討いただきたいと考えております。

会長

わかりました。他、何かございますでしょうか。

では、続きまして、先程言っていました2点目の事後監視の項目についての説明をお願いします。●先生が最後言われた事後監視にまた、入れていくべき話だと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局（後藤総括参事）

それでは、事後監視につきまして、459ページをご覧くださいませでしょうか。事後監視につきましては、今後、工事に着手する前段階で、事後監視計画書というものが、事業者から提出されます。事後監視計画書につきましては、非常に詳細な調査方法、モニタリングの方法等が書かれておりますが、この評価書段階では、何を行うということが整理されております。まずこの大枠で、これで妥当かどうかということ、御意見をいただきたいです。

この丸がついているところ、選定した理由、選定しなかった理由というのがございますが、それを纏めたのが462ページ。まず概略がここに記載をされております。工事中と存在及び供用後、上下に分かれておまして、調査を行なおうとしている項目が4点でございます。大気汚染、騒音、景観、交通、この4点でございます。特に審査会からの御指摘をいただきまして、事業者が付け加えておりますのが、大気汚染の二酸化窒素、事業計画地周辺、工事中での二酸化窒素濃度です。それと騒音に関しまして、調査地点が吹田東高校とある2つです。騒音レベル、一つは工事中、もう一つは供用後。両方とも学校に対する影響を、事後監視すること。それと一番下、交通ですが、交通量を施設供用後、全体が供用された後、目視計測をする。これが御意見をいただいて付け加わったところでございます。その前の表に戻りまして、それぞれに丸がついておまして、丸がついてないところは、選定しない理由が書かれております。もし、大枠でこういう形で事後監視ということで、よろしければ、今度は事後監視計画書で詳細なモニタリング計画を御提出いただく。

それと、先程御意見いただきましたように、その報告のタイミングというのは、原則は供用後1年間という、工事終了後1年間ということになっておりますが、今回、工事中が非常に長いもので、貨物ターミナル駅同様、定期的に事後監視中間報告を、まめな報告をいただきながら、その中で先程ございました機種種の低公害型の建設機械どれぐらい、どこで使われているか。そういうことを公表させていただきたい。先程の御指摘で考えてございます。以上です。

会長

それでは、459、60、61ページで、項目に丸をつけるか、つけないか。そういう選定

を、これについて御意見をお願いしたいと思います。

●委員

462 ページの二酸化窒素、方法にフィルターバジ設置と書いてあるんですが、これは評価時間というのはどれぐらいになるんですか。どんなもんか、説明してください。

事業者

フィルターバジというのはこれぐらいの濾紙のようなものに、試薬が入ってまして、それを囲うためカバーなんか付けて、電柱とかにぶら下げる。

●委員

フィルターとはどんなもんですか。

事業者

フィルターは、濾紙のような紙のことをいってます。

●委員

そういう意味ですね。風を通すわけではないですね。

事業者

一応、風は通ります。

●委員

自然の風ですか。

事業者

はい。電柱とかそういうところにぶら下げて、囲いとしては、雨があたらないようにして、風は通るようなものを被せる。評価時間は、1日のものと、それから1週間のものとかありますので、どれを使うかまた検討したいと思いますが、最短で日中平均値が出ると思っていたら。

●委員

それは普通の、基準のある方法と対応はついているんですか。

事業者

ほぼ、ついております。正確を期するんであれば、同時にどこかで常時観測をされている測定機の横にくっ付けてということも。特にその関係性の評価の時の現地調査の場合に、よくそういうことをしたりしますが、それほど大きくは変わっていないと思いま

す。

●委員

今、●先生の御質問もありましたけれど、このいわゆる事後調査というのは、そのときの実態を把握する調査としては、フィルターバッジというのは、私は、使い物にならないんじゃないかと思うんですね。ですから、工事がピークに達した時期については、測定車を利用して、短い期間でいいと思うんですけども、測定をする必要があるんじゃないか。予測値がかなり高いですね。これは完全に低公害車を100%使えるというようなことになれば、それを省略してもいいかもわかりませんが、できれば数年間の内のピークの時期の2、3日でも、4、5日でもですね、測定車を使ってやると。フィルターバッジの調査というのは、私はあまり意味がないんじゃないか。それを平行して設置をするということであれば、意味があるかもわかりませんが、それだけを使ってやっても、やったというだけで、実際には評価できないんじゃないかということですね。施工というのも24時間やるわけではありませんからね。そうすると日中だけやって、夜間は全然影響ゼロになるわけでしょう。たとえ、一日のデータでもそれをどう評価するかは極めて難しい。やっぱり1時間値というのは、少なくともそんなに数時間続くというような濃度ではないと思うんですね。だから、ピークになるところを一応きちんと把握をするということが、意味があるわけですから、できれば3年後ですか、そのときのピークが出そうな時期に測定車を使って、一応それを把握するということをするべきではないかと思うんです。

事業者

フィルターバッジの調査とさせていただいたのは、一つは、ここにも書いておりますが、計画地周辺10地点程度とかいておりますけれども、どうしても風向とか、気象条件が変わりますので、ある程度、点数として増やしたほうがいい。ただ、確かに精度的には1時間値としては出てきませんが、日平均値としては出るのかな。確かに1時間値というか、測定車の観測をあちこちでできたらいいんですけども。これはかなり、場所的にも量的にも難しいことになりますので、そういう意味で1ポイントを測定車で測ると、そっちへ向いて風が吹いてくれるとか、いろんな問題が出るので、そういう意味では、技術的にそれはなかなか難しいのかなと。1時間値のそのピークとかいうのは、まあ工事ピークとかでも測って出てくるかどうかというのはちょっと難しいと考えておまして、そういう意味ではある程度数時間で、最短であれば日平均値出ますんで、ある程度その傾向というか、濃度的に高くなってる、低くなってるというのは、わかるんでないかなということ測定計画を作っております。

●委員

ですから測定車をあるところに置いてですね、その周辺にフィルターバッジを設置するということだと、私は意味があると思う。要するにフィルターバッジのデータをどう

評価するというのは、非常に難しいですね。

事業者

そうですね。

●委員

ピークの1時間値がですね、0.2とかいうようになるとかいうことがないのかどうかということが監視の目的ですからね。平均的な濃度を知るということは、あまり今回の場合、発生源の対応からいって、フィルターバッジのデータの評価というものは、非常に難しい。やった意義がどうなるか。ただ、やりましたということにならないのかな。

事業者

それについては、検討させていただきます。

会長

それ、事後監視計画の中に今の検討を入れていただくということで。

他に何かございませんでしょうか。ないようでしたら、一応、今日の議論は以上ですね。評価書の中身の検討と、それから事後監視項目ですね。項目の抽出、あるいは方針ということで述べていただきました。

それでは次回は1月20日でしたか。これまでの議論、それから住民意見で出てきたものをまとめてですね、審査会意見を形成して行く、答申へつないで行く予定になるかと思しますので、事務局は、前回と今回の論点を整理して、しかも住民意見も入れたうえで、議論ができるような資料を、お作りいただいて。可能でしたら、審査会意見案みたいなたたき台を出していただけたらなあと思しますので、今までの議論をまとめていただきたい。

ではそういうことで、次回の審査会について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（後藤総括参事）

ありがとうございました。次回は、今ございましたように来年1月20日、年明け申し訳ないんですけど、水曜日午後3時からを予定しております。場所は市役所の4階議会棟、第3委員会室。また、ご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今、会長からもございましたように、次回は審査会意見のたたき台として、案をお示しさせていただいて、それを元に御議論をしていただければありがたいと存じます。どうもありがとうございます。

会長

以上ですか。今日はお忙しいところありがとうございました。